

業務委託契約書

1 業務名 令和6年度県内投資促進課ホームページ「クルクル.広島」
運用・保守を含むマーケティング等業務

2 履行期間 令和 6年4月1日から
令和 7年 3月 31 日まで

3 委託料 _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____)

4 契約保証金 _____

5 特約事項

- 発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができる。
- 受注者は、委託料の概算払を請求しようとするときには、委託料概算払請求書を発注者に提出するものとする。
- 受注者は、(2)の規定により概算払を受けたときには、別紙業務委託契約約款（以下「約款」という。）第30条第2項の規定に基づく通知後10日以内に、委託料概算払精算書を発注者に提出する。
- 受注者は、(3)の委託料概算払精算書に基づき、差引過不足額を、発注者の指示により、精算する。
- (4)に定める過払額について、受注者が、発注者の定める返還期間までに返納しないときは、受注者は発注者に対して、返還期間の翌日から返納する日までの期間に応じ、返還金額につき年2.6パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で算定した金額を利息として発注者に支払うものとする。

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 6年 月 日

発注者 広島県
代表者 広島県知事 湯崎英彦

受注者 住所
氏名